

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業  
助成金交付要綱

令和 5 年 4 月

一般社団法人日本 C A T V 技術協会

### (目的)

第1条 この要綱に基づく助成金の交付業務は、国の共同住宅共聴施設整備事業費補助事業補助金の交付を受けて、老朽化、小規模等の共同住宅共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に整備し、若しくは有線放送設備（ケーブルテレビ等）に置換し、又は地上アナログテレビ放送対応の有線放送設備（ケーブルテレビ等）の設置された老朽化、小規模等の共同住宅において、地上デジタルテレビ放送対応の共同住宅共聴施設を設置し、若しくは地上デジタルテレビ放送対応の有線放送設備に置換して、地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業であつて、当該施設の管理者（個人、法人、共聴組合等の施設の所有者であり、国・地方公共団体を除く。以下同じ。）が行うものに対し所要経費（地上アナログ放送用、B Sデジタル放送用及びC Sデジタル放送用の機器代金及び工事費用を除く。）の一部を助成することにより、放送の受信可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

2 助成金交付対象は、福島第一原発事故に伴い災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」（以下「規制区域」という。）に指定された場所にある共同住宅とし、当該共同住宅に帰還する世帯の入居があるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同住宅共聴施設整備事業とは、次に掲げる事業をいう。

- ① 老朽化、小規模等の共同住宅共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に整備する事業（地上アナログテレビ放送対応の有線放送設備（ケーブルテレビ等）の設置された老朽化、小規模等の共同住宅において、共同住宅の設備のみを整備して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする場合を含む）
  - ② 老朽化、小規模等の共同住宅共聴施設を有線放送設備（ケーブルテレビ等）に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業
  - ③ 地上アナログテレビ放送対応の有線放送設備（ケーブルテレビ等）の設置された老朽化、小規模等の共同住宅において、地上デジタルテレビ放送対応の共同住宅共聴施設を設置する事業
  - ④ 地上アナログテレビ放送対応の有線放送設備（ケーブルテレビ等）の設置された老朽化、小規模等の共同住宅において、地上デジタルテレビ放送対応の有線放送設備に置換して、地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業
- (2) 助成対象事業とは、デジタル化対応工事未着手の共同住宅共聴施設整備事業であつて、助成金の交付対象となったものをいう。
- (3) 助成対象者とは、共同住宅共聴施設整備事業を実施する者であつて、当該事業の対象となる共聴施設の管理者をいう。

### (助成事業の実施者)

第3条 一般社団法人日本CATV技術協会（以下「当協会」という。）は、共同住宅共聴

施設整備事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を助成対象者に対し交付する。

(助成金交付基準)

第4条 当協会は、助成対象者への助成に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 共同住宅共聴施設整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であること。
  - ① 有効性：共同住宅共聴施設整備事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
  - ② 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、適正な機器構成かつ価額の工事であること。
  - ③ 経済性：有線放送設備に置換する場合に要する経費は、共同住宅共聴施設を整備する場合に要する経費を上限とすること。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第6条 当協会は、予算の範囲内において、助成対象経費の2分の1に相当する額の助成金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号による共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付申請書を当協会が別に定める日までに当協会に提出しなければならない。

- 2 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 当協会は、受け付けた助成金の交付申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、助成金交付申請の受付を停止する。
- 4 当協会は、第1項の規定により提出のあった交付申請書について、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他この要綱に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、補助対象者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、当該申請書類を返却する。

(交付決定の通知)

第8条 当協会は、前条の規定による交付の申請に対し、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定をし、速やかに助成対象者に対して、様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。ただし、書類の内容について疑義が生じ、審査が困難な場合は、助成対象者に当該書類を返却することができる。

- 2 当協会は、前項の決定に際して減額又は必要な条件を付すことができる。
- 3 当協会は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 当協会は、前条第2項のただし書による申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 助成対象者は、デジタル化対応工事を交付決定通知書の受領後に開始しなければならない。
- 6 当協会は、前条の規定による申請が、第4条及び第5条の要件に合致しない場合、虚偽又は不正その他の事由により当協会が交付決定をすることが適當ではないと認めた場合は不交付決定をし、様式第3号による共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金不交付決定通知書により助成対象者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、前条第1項の通知を受けた場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするとき又は助成金対象者の事情により事業の実施が困難なため、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から当協会の指定する日までに、当協会に様式第4号による共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付申請取下げ届出書をもって申し出なければならない。

- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### (計画変更等の承認)

第10条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第5号による共同住宅共聴施設整備事業の変更承認申請書又は様式第6号による共同住宅共聴施設整備事業中止（廃止）承認申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。（様式第5号）
  - (2) 助成対象経費の額を変更しようとするとき。（様式第5号）
  - (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。（様式第6号）
- 2 当協会は、前項の承認をする場合は、様式第5号の2による変更承認通知書又は様式第6号の2による中止（廃止）承認通知書により助成対象者に通知するものとする。
  - 3 当協会は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延の報告)

第11条 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号により遅延報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 助成対象者は、助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を当協会に提出しなければならない。

- 2 当協会は、助成金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて助成対象者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(実績報告)

第13条 助成対象者は、助成対象事業が完了した日（助成対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日をいう。）から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を当協会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において報告書の提出期限について、当協会の別段の指示を受けたときは、その指示によることができる。
- 3 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、第1項の報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 当協会は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、助成対象者に対して、様式第10号による共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金の額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項の交付すべき助成金の額は、助成対象事業における助成対象経費の実績額の2分の1に相当する額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）と、第8条の規定により通知した交付決定額のいずれか少ない額とする。

(助成金の支払い)

第15条 助成金は、助成対象者に対して前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。助成金は助成対象者に支払うが、助成対象者が、他の者（共聴施設の改修を実施した者、共聴施設設置者若しくはケーブルテレビ会社等）を指定した場合は、その者に支払う。

(交付決定の取消し等)

第16条 当協会は、第10条第1項第3号の助成事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は第12条各項の規定による報告又は現地調査により次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成対象者が、第12条各項の規定による報告又は現地調査に当協会が定める期限までに応じない場合
- (2) 助成対象者が、法令、この要綱又はこれらに基づく当協会の処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
- (4) 助成対象者が、助成対象事業に関して虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 助成対象者は、当協会が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、当協会の定める期限までに、当該助成金を返還しなければならない。

3 当協会は、前項の規定により助成金の返還を求める場合は、その求めに係る助成金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

4 助成対象者は、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければならない。

5 当協会は、第1項各号のいずれかに該当する助成対象者について、次の措置をとることができるものとする。

- (1) 当協会が取り扱うすべての助成金について一定期間交付申請の受付を拒否すること。
- (2) 当該助成対象者の名称及び不正の内容を公表すること。

#### （手続代行者等）

第17条 手続きを代行する者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じ助成対象者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に従って取り扱うものとする。

2 当協会は、手続代行者が依頼された手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為が認められたときは、次の措置をとることができるものとする。

- (1) 当協会が取り扱うすべての助成金について一定期間手続代行による交付申請の受付を拒否すること。
- (2) 当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表すること。

3 前項の規定は、工事事業者その他助成金申請に関係する者が虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為が認められた場合について準用する。

#### （処分審査）

第18条 当協会は、第16条及び前条の規定の適用に当たって、当協会は弁護士と相談の上、東北総合通信局と協議して決定するものとする。

2 前項の決定に当たっては、該当者に対して弁明の機会を与えるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第19条 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成対象事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、速やかに様式第11号の消費税額の額の確定に伴う報告書を当協会に提出しなければならない。

2 当協会は、前項の報告があった場合は、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求める。

3 第16条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(助成対象事業の経理等)

第20条 助成対象者が法人である場合は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、当協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供すことができるよう保存しておかなければならない。

3 前項に掲げる助成対象者が保存しておかなければならぬ書類がスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならぬ。

4 助成対象者が法人でない場合であっても収支に関する証拠書類については前二項を適用する。

(財産の管理等)

第21条 助成対象者は、助成対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 当協会は、助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。

(処分等の制限)

第22条 助成対象者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第12号による共同住宅共聴施設整備事業に係る財産処分承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない。ただし、別表第2に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 当協会は、前項の申請が無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年

総基移第380号) 補足事項4(2)に該当すると認められる場合には、当該申請をもって協会の承認があったものとして取り扱う。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

(財産の処分による収入の納付等)

第23条 助成対象者は、第21条第2項の規定（前条第2項において準用される場合を含む。）により、財産の処分による収入の全部又は一部を当協会に納付する場合は、速やかに様式第12号による共同住宅共聴施設整備事業に係る財産処分承認届出書を当協会に提出しなければならない。

2 当協会は、前項の届出があった場合は、当該収入の全部又は一部の納付を求める。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の求めをした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合は、当協会は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

第24条 この要綱に定める申請書その他の書類は、総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター（以下「デジサポ福島」という。）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第25条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、当協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この助成金交付要綱は、今後必要に応じて修正することがあります。

ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。

別表第1 補助対象経費（施設・設備費）

内 容
① 放送の受信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費
a 鉄塔
b 局舎
c 外構施設
d 受電設備（電力引込み送電線を含む。）
e 送受信アンテナ
f 送受信機（予備送受信機を含む。）
g 伝送用専用線
h ケーブル
i 中継増幅装置
j 電源設備（予備送受信機を含む。）
k 警報装置
l 監視装置
m 制御装置
n 測定器
② ①に掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費
③ 共同住宅共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送の視聴を可能とするための経費
a 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの
b 有線放送設備を利用するための契約料
④ 附帯工事費

別表第2

施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分を制限する財産の名称	処分制限期間（年）
構築物	放送用又は無線通信用のもの		
	鉄塔及び鉄柱		
	円筒空中線式のもの		3 0
	その他のもの		4 0
	鉄筋コンクリート柱		4 2
	木柱		1 0
工具	アンテナ		1 0
	接地線及び放送用配線		1 0
機械及び装置	測定工具		5
機械及び装置	ラジオ又はテレビジョン放送設備		6
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）		9

様式第1号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

(施設管理者)

共同住宅名

法人名・管理組合名

代表者名

印

住所

電話番号

手続きを代行する者がいる場合は記入（委任状を添付する）

(手続代行者)

法人名

代表者名

住所

電話番号

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付申請書

標記について、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たっては、交付要綱の規定を遵守するとともに、協会からの指示があった場合は、これに従うことを約します。

また、本申請に当たり、本助成金制度において発生した一切の件については、協会に対して一切責任を問わないことを約します。

記

1 助成対象事業の名称：共同住宅共聴施設整備事業

- 1 共同住宅共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に整備する
- 2 共同住宅共聴施設を有線放送設備（ケーブルテレビ等）に置換する
- 3 有線放送設備（ケーブルテレビ等）の設置された共同住宅において、共同住宅の設備のみを整備して地上デジタルテレビ放送を視聴可能とする
- 4 有線放送設備（ケーブルテレビ等）の設置された共同住宅において、地上デジタルテレビ放送対応の共同住宅共聴施設を設置する
- 5 有線放送設備（ケーブルテレビ等）の設置された共同住宅において、地上デジタルテレビ放送対応の有線放送設備（ケーブルテレビ等）に置換する

- 2 助成対象経費の額及び助成金交付申請額（注1）（補助率：1／2）
- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 事業費の額    | 円               |
| 助成対象経費の額 | 円（注2）           |
| 助成金交付申請額 | 円（1,000円未満切り捨て） |
- （注1）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。  
助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額
- （注2）助成対象経費は、総経費（注3）が「加入世帯数×3.5万円」の2倍以上の場合、総経費と同額になります。（注3）共同住宅共聴施設の整備又は有線放送設備への置換に要する、地上デジタル対応に不可欠な経費
- 3 共同住宅の住所と世帯数
- |          |        |
|----------|--------|
| 共同住宅の住所  |        |
| 助成対象世帯数  | 世帯（注4） |
| 共同住宅総世帯数 | 世帯（注4） |
- （注4）助成対象世帯数と共同住宅総世帯数が異なる場合は、共同住宅のうち、デジタル化対応をしない部分及び理由を別紙1の共聴施設概要の備考欄に記載すること。
- 4 添付資料
- (1) 助成対象事業に要する経費の見積書（注5）
- （注5）地上デジタル放送を受信するための工事見積書（原則として消費税込み）。地上アナログ放送用、BS放送用、CS放送用等の機器代金及び工事費用は対象外である。
- (2) 工事概要書
- 別紙1（注6）
- （注6）申請後に工事内容を変更すると、助成金が減額される場合がある。
- (3) 放送法第129条第1項（注7）又は同法第133条第1項（注8）の規定に基づく業務開始届の写し（注9）
- （注7）501端子以上の場合に限る。
- （注8）51端子以上500端子以下に限る。
- （注9）平成23年6月29日以前の有線テレビジョン放送法第12条の規定に基づく届け出の写しも含む。（51端子以上の場合に限る。）
- (4) 申請対象物件の登記簿謄本
- (5) 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類。
- （注10）助成金申請の手続を代行する場合は、委任状を添付すること。委任状には、委任者（施設管理者）及び受任者（手続代行者）の印を押すこと。
- （注11）以上の事項に関して形式上の要件に適合しない場合又は疑義が生じた場合は、当協会は交付申請書類を助成対象者に返却する。また、虚偽又は不正等があった場合は不交付決定とする。

## 工事概要書

### 1 共聴施設概要

- 既設及び工事後の工事線路図（ブロックダイヤグラムと部屋割図でも可）（注1）  
 （注2）、（注3）、（注4）  
 （注1）新規に設置及び交換の機器を赤色で表示する。  
 （注2）有線放送設備（ケーブルテレビ）に接続して地上アナログ放送を視聴している  
 共同住宅（事業の名称2、4、5）は、既設工事線路図に増幅器のメーカー名・  
 型番を明記する。（メーカー名・型番の分かる写真の添付でも可）  
 （注3）事業の名称4、5において、共同住宅の保安器まで地上デジタル放送がきていない場合は、その旨を下記備考欄に記載すること。  
 （注4）事業の名称2、4において、共同住宅の保安器に地上デジタル放送がきていて  
 増幅器が770MHz帯域でありながら地上デジタル放送が視聴できない場合は、理由書を添付すること。（地上デジタル放送の増幅器出力とTV端子出力  
 の実測値とこの区間の損失計算書、共同住宅建築年月、ケーブルテレビ加入会  
 社名と加入年月等を含むこと）

### 2 実施計画

- (1) 着工（予定）年月日 令和 年 月 日  
 (2) 完了（予定）年月日（注5） 令和 年 月 日  
 （注5）助成金交付要綱第13条に定める実績報告書提出期限までに完了する事業であること。

### 3 資金計画

(円)

収 入		支 出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
助成金	交付（予定）額	施設・設備費	
共聴施設の管理者の 負担額	予算額		
借入金			
自己資金			
その他（ ） (注6)			
小計			
合計		合計	

（注6）財源の内容を記載する。

備考

様式第2号（第8条第1項関係）

第 号  
令和 年 月 日

申請者

○○○共同住宅  
○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金については、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1（書式自由）のとおりとする。

2 助成金の交付決定額は、 金 円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

（円）

経費区分	交付決定額
施設・整備費	

4 助成金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

なお、当協会は交付要綱第12条第2項の規定に基づき、助成金交付決定通知後においても、工事前・工事中・工事后において申請者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことがある。また、第16条第1項（1）～（5）に該当することが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することがある。

## 別紙2

- (1) 助成金の交付を受けて助成対象事業を実施するにあたり、一般社団法人日本C A T V 技術協会（以下「当協会」という。）が定める受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱に従わなければならない。要綱はデジサポ福島のホームページ（<https://www.digisuppo-fukushima.jp>）を参照してください。
- (2) 助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5号により当協会の承認を受けなければならない。
- (3) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第6号により当協会の承認を受けなければならない。
- (4) 助成対象事業の遅延又は遂行が困難となった場合は、様式第7号により速やかに遅延報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、様式第8号により速やかに状況報告書を当協会に提出しなければならない。
- (6) 助成対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、様式第9号により実績報告書を当協会に提出しなければならない。
- (7) 助成対象者は、経費支出に関する証拠書類を整理し、助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (8) 助成対象者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(9)及び(10)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱に定める様式第12号による承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない（交付要綱第22条第1項の規定による財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）
- (9) 助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合は、その収入の全部又は一部を当協会に納付せざることがある。
- (10) 助成対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (12) 助成金により整備した機器については、「無線システム普及支援事業費等助成金事業」のシールを貼り付ける（ケーブル等の場合は、表札等でも可）とともに、当該機器の写真を撮影する。

様式第3号（第8条第6項関係）

第  
令和 年 月 日  
号

申請者

○○○共同住宅

○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業  
助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金については、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第8条第6項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 申請事業の名称

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

2 助成金不交付決定の理由

様式第4号（第9条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本C A T V技術協会 殿

共同住宅名

代表者名

印

住 所

電話番号

届出者名

(届出者が共同住宅の代表者でない場合に記入)

電話番号

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

助成金交付申請取下げ届出書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金については、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、同助成金　　,　　円の交付申請（令和　年　月　日付）を取り下げます。

記

1 申請を取り下げる理由

- 事業の実施が困難となったため
- 交付決定内容又は決定に付された条件に不服があるため

理　　由

様式第5号（第10条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

共同住宅名

代表者名

印

住 所

電話番号

申請者名

（申請者が共同住宅の代表者でない場合に記入）

電話番号

共同住宅共聴施設整備事業の変更承認申請書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった共同住宅共聴施設整備事業の一部を変更する必要があるので、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

変更事項		変更前	承認後
内 容			
経 費	施設・設備費		

2 変更を必要とする理由

3 変更が助成対象事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、助成金交付決定の通知を受けた後において、助成対象事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする助成金の額　　金　　，　　円

助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

様式第5号の2（第10条第2項関係）

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

共同住宅共聴施設整備事業の変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった共同住宅共聴施設整備事業については、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更承認の内容

(千円)

変更事項		変更前	承認後
内容			
経費	施設・設備費		

2 承認の条件等

様式第6号（第10条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本C A T V技術協会 殿

共同住宅名

代表者名

印

住 所

電話番号

申請者名

(申請者が共同住宅の代表者でない場合に記入)

電話番号

共同住宅共聴施設整備事業中止（廃止）承認申請書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった共同住宅共聴施設整備事業を中止（廃止）したいので、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第10条第1項第3号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳 (円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
施設・設備費			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合は記入）

(1) 中止期間 年　月　日～ 年　月　日

(2) 完了予定日 年　月　日

様式第6号の2（第10条第2項関係）

第  
令和 年 月 日  
号

郵便番号  
住所  
氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

共同住宅共聴施設整備事業の中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった共同住宅共聴施設整備事業については、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 中止（廃止）承認の対象となる助成事業の内容

2 承認の内容

3 承認の条件等

様式第7号（第11条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

共同住宅名

代表者名

印

住 所

電話番号

報告者名

（報告者が共同住宅の代表者でない場合に記入）

電話番号

共同住宅共聴施設整備事業遅延報告書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった共同住宅共聴施設整備事業について、下記の遅延が発生したので、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 遅延の内容及びその原因

2 事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 遅延に対してとった措置

5 助成対象事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第12条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人日本C A T V技術協会 殿

共同住宅名

代表者名

印

住 所

電話番号

報告者名

（報告者が共同住宅の代表者でない場合に記入）

電話番号

共同住宅共聴施設整備事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知のあった共同住宅共聴施設整備事業の実施状況について、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					

2 助成対象事業の遂行状況

助成対象事業の遂行について、その進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第9号（第13条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

(施設管理者)

共同住宅名

法人名・管理組合名

代表者名

印

住所

電話番号

報告者名

(報告者が共同住宅の代表者でない場合に記入)

電話番号

共同住宅共聴施設整備事業実績報告書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった共同住宅共聴施設整備事業は、完了（廃止）しましたので、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象事業の実施状況

(円)

区分	交付決定通知書の 助成金交付額
助成金	

2 事業の実施状況

施設の設置場所	
領収書（又は請求書） 発行業者名	
着工日	
完了日	

## 3 事業収支総括表

(円)

収		入
助成金	交付決定通知書の 交付決定額	—
共聴施設の管理者の 負担額	予算額	実績額
	借入金	—
	加入する世帯 の負担金	
	自己資金	
	その他( ) (注1)	
	小計	
合計		

(注1) 財源の内容を記載する。

(円)

支		出
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		

4 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかなときは、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする助成金の額 金 , 円

助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

## 5 添付書類

(1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し(注2)

(注2) 軽微な変更があった場合は、明細を添付すること。助成金の増額を希望する場合は、工事終了前に変更承認申請書(様式第5号)を提出し、交付決定の変更通知を受けること。また、請求書の写しを提出の場合は、必要に応じ領収書の写しの提出を求める場合がある。

(2) 当該施設等の完成写真

(3) 総合通信局への登録一般放送業務開始届又は一般放送業務開始届書記載事項変更届等の届出書の写し(注3)

(注3) 受領済であること及び変更箇所が確認できる部分を提出すること。(51端子以上の場合に限る。)

(4) 助成金振込先口座情報確認書

(5) 変更箇所を赤色で表示した線路図(交付申請時から変更された場合に限る。)

様式第10号（第14条第1項関係）

第  
令和 年 月 日  
号

○○○共同住宅  
○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金の額を、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金の確定額は、 金 円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

(円)

経費区分	交付決定額
施設・整備費	

【留意事項】

- (1) 助成金は、一般社団法人日本CATV技術協会から、原則、申請者（この通知書のあて先）に支払います。ただし、申請者が工事業者等の他の者を指定した場合は、その者に支払います。
- (2) 本支援により、取得した財産等を処分することにより収入があるとき、又は支援により締結した契約を解約したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人日本CATV技術協会に納付させることができます。

様式第11号（第19条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

共同住宅名

代表者名

住 所

電話番号

印

消費税額の額の確定に伴う報告書

共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成金額（助成金交付要綱第14条第1項による額の確定額）

円

2 助成金の確定時における消費税仕入控除税額

円

3 消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税仕入控除税額（注1）

円

4 助成金返還相当額（3 - 2）

円

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第22条第1項、第23条第1項関係）

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

共同住宅名

代表者名

住 所

電話番号

印

申請  
共同住宅共聴施設整備事業に係る財産処分承認届出書

無線システム普及支援事業（共同住宅共聴施設整備事業）により取得した施設の財産  
処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 施設設置者（事業主体）の名称
- (3) 施設の所在地
- (4) 事業費
  - (ア) 国庫補助金（助成金）
  - (イ) その他の負担金

4 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注1）

(2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

- (3) 処分の期間（注1）

(4) 処分の条件（注1）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める額を記載する。）

5 処分に伴う放送の再放送サービスの運用開始日（注1）

（注1）取壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。